

政府の避難指示についての国会答弁に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年九月三十日

参議院議長 西岡武夫 殿

森 まさこ



政府の避難指示についての国会答弁に関する質問主意書

平成二十三年九月二十八日の参議院予算委員会において、私が、政府は平成二十三年三月十二日に、東京電力福島第一原発から十キロメートル余りの地点に避難をしていた子ども達に対して「避難指示も出さなかつた。ヨウ素剤も配布しなかつた」と指摘したことに対し、細野豪志原発事故の収束及び再発防止担当大臣は「子ども達を残して政府が何もしなかつたということではありません」と答弁した。

しかし、当該地点を含む東京電力福島第一原発から二十キロメートル圏内の地域に対して避難指示が出されたのは、三月十一日午後六時二十五分であり、東京電力福島第一原発一号機の水素爆発が起きた午後三時三十六分の時点では避難指示は出されておらず、また、東京電力福島第一原発から十キロメートル圏外の地域には屋内退避指示も出されていなかつた。

以上の事実に鑑み、東京電力福島第一原発から十キロメートル余りの地点に避難をしていた子ども達が一号機のベントと水素爆発により屋外で被曝した時点では、政府は避難指示を出していなかつたことを認め、答弁を訂正すべきあると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

